

高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（案）についての
県民の皆様からのご意見募集の結果

- 1 募集期間 平成 30 年 7 月 13 日（金）～ 8 月 3 日（金）
- 2 意見数 5 人
- 3 ご意見の概要 とりまとめ結果のとおり

【ヘルメットの着用】

区分	内 容	意見数	意見に対する考え方
賛成	車道を走る以上、ヘルメット装着は当然である。	1	ご意見を踏まえ、ヘルメット着用の周知に努めてまいります。
対象の拡大	年齢による区別は不要である。 ・大人は手本を示すべき ・子供は、大人がかぶらないのは不公平だと思う ・県職員や議員は、模範となるよう着用するのか	4	条例第 11 条第 3 項で、高齢者に対する家族の助言の努力義務を定めるとともに、大人に対しては、第 4 条の自転車利用者の責務や、第 5 条の県民の役割を果たしつつ、自主的・積極的に自転車の安全に取り組むことを求めることとしています。ご意見を踏まえ、ヘルメット着用の周知に努めてまいります。
施策の充実	愛媛県のように子供にヘルメットを配布するなど、行政を動かす必要がある。	2	条例が成立しましたら、本県においても条例の目的を達成するための事業が適切に実施されるよう、議会としても対応を検討してまいります。

【保険】

区分	内 容	意見数	意見に対する考え方
賛成	（ヘルメットと）保険は全ての人に対する努力義務とすべきである。	1	条例第 14 条では、全ての自転車利用者に対し、自転車損害賠償保険等に参加するよう努力義務を課しています。また、第 15 条と第 16 条では、県や関係機関、小売業者に対し、保険等への加入に関する情報提供をするよう定めています。ご意見を踏まえ、保険加入の推進に努めてまいります。

【反射器材】

区分	内 容	意見数	意見に対する考え方
不要な規定	高知県道路交通法施行細則第 8 条で定められているので、反射器材の装着に関する部分は不要である。	1	高知県道路交通法施行細則第 8 条では、夜間道路を通行する軽車両は尾灯をつけなければならないこと、ただし反射器材を備えている場合はこれを要しないことを定めています。 しかし、尾灯は、暗くなっても点灯させることを忘れてたり、電池切れなどのおそれがあるため、自転車を安全に利用する上で反射器材の装着は大切です。このため、第 11 条第 2 項では、保護者に対して子供の自転車に反射器材を備え付ける努力義務を課すこととしています。趣旨をご理解いただきますよう、お願いします。

【自転車交通安全教育】

区分	内 容	意見数	意見に対する考え方
賛成	家庭で自転車を習得する子供が多いことから、まずは保護者の責任が大きい。また、小学3年生で自転車教習を行っている学校が多いと思うが、その段階で道路交通法を教えても理解は難しいので、小学校高学年や中学校、高校でも教習をすべきである。	1	第11条第1項で保護者に子供に対する安全教育を行う努力義務を課すとともに、第10条第1項で小・中・高校を初めとする各学校の長に子供の発達の段階に応じた安全教育を行う努力義務を課しています。ご意見を踏まえ、家庭や学校で子供の発達段階に応じた効果的な自転車交通安全教育が実施されるよう努めてまいります。

【広報啓発等】

区分	内 容	意見数	意見に対する考え方
賛成	信号を守らない、車道の右側を走る等、法令違反の自転車運転が見られる。自転車利用者に自転車は車両であり、道路交通法を遵守しなければ罰則もあるということを認識させるべき。	2	第4条に、自転車利用者の責務として、車両の運転者としての責任の自覚、道路交通法等関係法令の遵守について規定しています。 また、第9条の県民に対する自転車交通安全教育や第16条の広報啓発等の中で、法が定める罰則や悪質な自転車運転者に対する自転車運転者講習制度、また左側通行を含む自転車安全利用5則についても周知されるよう、取り組みを進めてまいります。

【努力義務】

区分	内 容	意見数	意見に対する考え方
賛成	努力義務ということで、一部の保護者からは、努力したらいいのだろうという他人事のような意見も聞いたが、条例を遵守せずに事故が起きたら自分の努力不足となるということを認識すべき。	1	この条例案では多くの条文でいわゆる努力義務が規定されております。法的拘束力をもって行動を強制するものではありませんが、安心して暮らすことができる高知県を実現するための行動指針をお示した上で、県民の皆様をはじめ関係各位がこれを共有し、その実現のために努力する義務があることを定めようというものです。ご意見を踏まえ、こうした考え方についても理解が広がりますよう努めてまいります。